Ⅱ 市民協働へ向けて

1. 市民協働の基本的な考え方

「共助」の可能性と新たな「公助」のあり方を最大限に引き出していくためには、「市民協働」の基本的な考え方を踏まえることが大切です。ここでは「市民協働」の基本的な考え方を、次の6つにまとめて記すことにします。市民協働の具体的展開の中でも、この基本的な考え方は常に立ち返って考えるべき原点となります。

① 市民の生活実態を知る

市民協働を進めるためには、異なる価値観を持つ市民が各々に生活を営んでいるという現実を知ることが必要であり、それぞれに抱えている境遇を配慮し、相応しい形で問題を共有していくことが重要とされます。

② 市民の自立性を尊重する

市民が相互に協力して活動できることについては、その自立性と独自性を尊重し、またそれが可能となる情報の共有と参加の機会を多様な形で充実させていくことが必要となります。

③ 日常生活が既に参加である

市民協働は、市民が日常生活を様々な形で営んでいるということから既に始まっているのであり、その中から自分に関わることを見出し、自分にできることを実践し、できないことを補完し合っていくことによって展開していくものです。

④ 開かれた公共空間を実現する

相互協力や支援が必要とされる事柄に関して、市民協働における個々の主体は、開かれた討論を通じて相互の理解と目的の共有を図り、地域に存在する様々な資源(人材・資金・物資な

ど)を創造的に活かしていくことが期待されます。

⑤ 市民と行政との適切な役割分担を見出す

市民と行政は、お互いの特性を十分に理解・尊重し、それぞれの長所・短所を認め合うことによって、従来の関係を漸次的に見直すとともに、現実に即した適切な役割分担と、自立・ 支援・協力関係を育んでいくことが求められます。

⑥ 文化の成熟を通じて自治は発展する

個々の多様な活動と市民協働を通じた実践が、市民文化や地域文化を成熟させていくのであり、そうした展開が新たな市民協働の展開と市民自治の可能性を切り開いていく、という持続的な発想と活動が求められます。

「市民協働」は、このように市民一人ひとりの日常生活が多様な形で営まれているという現実 そのものに根ざすものであり、個々の多様性の尊重とそれらを支えている地域資源の共有を創造 的に実践していく営みから導かれるものです。そうした「文化創造」の自覚的な営みとして、個 人が家族・諸団体・地区・地域社会など複数の場面において自立的に活動することを最大限に配 慮し、単独でできない事柄や共通目的として掲げるべき事柄を多様な市民協働の主体が相互に協 力して取り組んでいくことが、「市民協働」の基本的な考え方です。

こうした考え方は、次頁の図2-1にあるような流れと行動原則に従って具体化されていきます。この行動原則を踏まえることによって、「市民協働」が検討・実践され、究極的には市民自治の具体化に結びついていくわけです。

【市民協働の背景 (→社会的課題)】

(1)地域問題の多様化・複合化 (2)新しい市民参加スタイルの確立

(3) 市民自治領域の拡大

(4) 厳しい財政状況

(5) 市民社会の成長

(6) 現場の意識と行政の対応のズレ



【市民協働推進のための5W1H(→課題解決のための備え)】

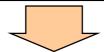
①市民協働の関係者(who:誰)

市民(個人や家族、町会・自治会、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、 学校等)、議会、行政といった多様な主体

②市民協働の精神(how:どのように)

それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、協力・連携し合い

- ③市民協働の目的効果 (where、why、when、: どこ (を対象に)、なぜ、いつ) 市民福祉の増進に向けた、地域交流の活性化や地域における課題の解決及び将来的な発展 に向けて
- ④市民協働の取り組み(what:何を(するか)) 創造的かつ持続的に取り組む → 《市民協働の実践の拡がりと蓄積》



【市民協働自治】の確立・自治体の自立(→市民協働がもたらす効果)

図2-1 市民協働の流れと行動原則

2.「自治のルール」の確立

こうした基本的考え方を具体化していくためには、市民・議会・行政の各々の役割を明確にさ せるとともに、議会と行政が責任を持って活動しうる「自治のルール」を確立していくことが必 要となります。機関委任事務制度によって大半の活動を制御されてきた自治体は、地方分権一括 法施行後、条例制定の権限を実質的に拡大させており、多くの自治体では、この「自治のルール」 を確立し、それに基づいて自治体運営を行っていこうとする動きが活発になっております。

それぞれの立場や領域における諸活動は、ルールがあってはじめて健全かつ有効に機能します。

まして自治体全体に関わることであれば、それを当事者が共有していくことは不可避であると言えます。しかも、「市民協働」を可能にし、「住民本位」の自治体運営を目指していくのであれば、このルールが市民・議会・行政によって担われ、市民の生活に即した立法と解釈運用が必要となります。

とりわけ、政策法務と呼ばれる課題は、既存の法体系や国の法令解釈および判例との整合性を 重視してきた審査法務に対して、自治体固有の観点から政策とルールの融合化を図っていくこと を目的としています。具体的には、①地域社会の様々な現実の中から見出される課題と合意形成 に即しながら、②立法・解釈・運用を行ない、③事業や政策を具体化させるための制度を組み立 てていくということです。これによって、政治・行政を担う当事者(関係者)の意思疎通や対話 が可能となり、市民協働や市民自治が具体化されていくのです。

これまでは、②の部分が上位機関(国)の法的拘束(法令・省令など)によって大きく制約され、①からますます離れていくという問題がありました。とりわけ市民の意向を行政が充分に汲み取ることができていないといったことや、公共サービスが充実していないといったことは、こうした行政構造上の問題に原因があります。しかし、分権後の自治体は、①への深い理解と③の具体的な展開に即しつつ、②の見直しと新たな取り組みが必須の課題となっており、①②③を自分たちなりに理解し、「自治のルール」を確立されていくことが求められています。

いかなる「自治のルール」が求められるかは、当該自治体が①②③をいかに捉えていくかということにかかっていると言えます。それに応じて個別具体な原則から、規則・要綱の作成、規則・要綱の見直しや条例化、市民参加条例や市民協働条例などの行政手続に関する条例の検討、さらには市民・議会・行政のすべてを包摂する「わがまちの憲法」たる自治基本条例の検討までを含む様々な「自治のルール」が、自治体の状況に即す形で考えうるわけです。したがって、そのためには、地域社会の現実・問題をどのように認識し課題として設定するか、またいかなる問題解決と方向性を求めていくべきなのかということが明らかにし、それを可能にするものとして「自治のルール」を位置づけ、そのあり方を模索していくことが重要です。